

琉球大学学術リポジトリ規程

〔平成18年11月10日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リポジトリ事業を実施することにより、琉球大学（以下「本学」という。）が産出又は保有する学術研究成果等の電子的手段による蓄積及び公開を図り、もって本学の情報発信力を強化し、本学における教育研究活動の可視性を高めるとともに、本学の社会貢献としてオープンアクセス及びオープンサイエンスに資することを目的とする。

(リポジトリ運営委員会の設置)

第3条 本学に、リポジトリの運営を行うため、学術リポジトリ運営委員会（以下「リポジトリ運営委員会」という。）を置く。

(リポジトリ運営委員会の組織)

第4条 リポジトリ運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 附属図書館運営委員会から推薦された同委員会の委員2人
- (3) 研究推進機構、地域連携推進機構、大学評価 IR マネジメントセンター及び情報基盤統括センターの教員のうちから推薦された者各1人
- (4) 附属図書館事務部長
- (5) 附属図書館事務部情報サービス課長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、学長が任命する。

3 第1項第2号、第3号及び第6号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 リポジトリ運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、リポジトリ運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第6条 リポジトリ運営委員会の庶務は、附属図書館事務部情報サービス課において処理する。

(登録資格者)

第7条 リポジトリに学術研究成果等を登録することができる者は、次に掲げるとおりとする。

る。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある役員、職員及び大学院学生
- (2) 学長が適当と認める者

(登録対象となる学術研究成果等)

第8条 リポジトリへの登録の対象となる学術研究成果等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金による研究成果
- (2) 産学官連携による研究成果のうち、公開が可能なもの
- (3) 沖縄関係資料及び当該資料に係る研究成果
- (4) ポストプリント、プレプリント、ワーキングペーパー及びテクニカル・レポート
- (5) 博士論文及び修士論文
- (6) 学内紀要及び学内著作物に掲載された学術論文
- (7) 会議資料
- (8) 図書及びその一部
- (9) 前各号に掲げる研究成果作成の過程で生じた研究データ
- (10) その他学長が認めた資料

2 学術研究成果等をリポジトリに登録するに当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本学においてその主要な部分が作成されたもの又は本学が保有するものであること。
- (2) 公開することについて、法令及び社会通念上の問題が生じないものであること。

(登録手続)

第9条 リポジトリへの学術研究成果等の登録手続は、リポジトリ運営委員会が別に定める。

(登録された学術研究成果等の利用に対する許諾)

第10条 登録者は、リポジトリに登録する学術研究成果等について、次に掲げる方法により利用することを許諾したものとみなす。この場合において、共著者が存在するときは、登録者は、事前に共著者の同意を得なければならない。

- (1) 当該学術研究成果等の複製及び書誌情報の付与並びに当該学術研究成果等、その複製物及び付与した書誌情報のネットワークを通じた公開
- (2) 当該学術研究成果等及びその複製物の保存及び利用の円滑な維持のための媒体変換

(学術研究成果等の削除)

第11条 リポジトリ運営委員会は、次に掲げる場合は、リポジトリに登録された学術研究成果等を削除する。

- (1) 登録者が、出版公開及び特許申請の妨げ等の不利益を被る場合に、その理由を付して削除の申請を行い、リポジトリ運営委員会が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する場合、盗用及び剽窃による成果であることが明らかとなった場合又は内容が著しく不適切である場合

(登録者の責任)

第12条 登録された学術研究成果等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、リポジトリ運営委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年11月10日から施行する。

附 則（平成25年12月13日）

この規程は、平成25年12月13日から施行し、平成25年9月1日から適用する。

附 則（平成28年7月11日）

この規程は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要項は、令和3年4月1日から実施する